

令和元年7月5日

# 請願文書表

議会運営委員会

請願番号	2	受理年月日	元 . 6 . 2 0
------	---	-------	-------------

件名	神奈川県議会「政務活動費の指針」を見直し、証拠書類に使用した議員名を記載することを求める請願
請願者	紹介議員

※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。

君 嶋 ちか子 大 山 奈々子 石 田 和 子 上 野 たつや
------------------------------------

## 1 請願要旨

神奈川県議会「政務活動費の指針」(P5, 6, 7) IV政務活動費の充當に当たっての運用指針1全ての経費に共通する運用指針(4)支出に係る証拠書類等の取扱いの中で証拠書類等のイ ウ エに、

イ レシート

ウ 銀行等の振込金受取書、ATM利用明細書(控)、郵便局振込票兼領収書

エ 入場券、特急券、グリーン券、ICカード利用明細など、支払額、支払日及び支払対象が確認し得るもの

「政務活動費支出伝票(参考様式2)の備考欄に使用した議員名を必ず記載するものとする。補助職員が使用した場合には、雇用している議員名を記載する。」

以上の文を、それぞれ付け加える。

## 2 請願の理由

「政務活動費の指針」では、レシート等の証拠書類では、使用者(議員名)が判らないため、使途が適正か否かを確認できない状況となっています。

- ① 全国各地で政務活動費の不正使用についての事件が後を絶たず、神奈川県においても税金の使い方についての県民の関心は高い状況です。
- ② 残念なことに本県においても、政務活動費の不適切な支出が疑われる支出伝票が少なくありません。本会議や委員会開催日の交通費は費用弁償されていますが、同じ日に調査費としてタクシーを利用したり、同じ区間を毎日のように利用してレシートを添付した支出伝票もあります。また、1万円以上のタクシ一代や1日で2回のガソリンの給油、二日続けての給油等、どのような目的で使用されたのか確認したくても使用した議員名が判らなくては問うことが出来ない状況です。
- ③ その一因は、会派交付の場合使用議員が個人名を明らかにしなくてもよい、となるいる本県指針の不備にあります。議会が自浄力を發揮し、税金の使い方への県民の不信感を払拭していただきたいと願っています。
- ④ 使用した議員名を支出伝票に明記することは、社会一般の常識として当然のことです。政務活動費を使用した議員の名前を知ることのできない領収書を県民が見ても、政務活動費として適切な支出なのかは確認できません。政務活動費の指針の変更を切に求めます。

請願番号	3	受理年月日	元 . 6 . 2 0
------	---	-------	-------------

件 名	県議会ホームページで神奈川県議会政務活動費の領収書等の公開を求める請願		
請 願 者	紹 介 議 員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	君 嶋 ちか子 大 山 奈々子 石 田 和 子 上 野 たつや		

## 1、請願の要旨

政務活動費の收支報告と、これに添付して提出される領収書の写しを、議員ごとに県議会ホームページで公開して下さい。

## 2、請願の理由

① 神奈川県議会議員に交付される政務活動費については、「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例」により、議員は毎年度の政務活動費の收支報告書と領収書等の写しを議長に提出しなければならないこと、議長は收支報告書の閲覧請求があったときは、閲覧させなければならないことが定められています。

② しかしながら收支報告書の証拠書類である領収書等の閲覧は、情報公開請求をした後に、紙ベースで閲覧することしかできないため、県民は平日の昼間に議会に赴かなければなりません。また、1枚当たり10円の経費を支払わなければならず、全部の領収書の写しを入手する場合は40万円を超える費用が必要になります。さらに、請求のつど写しを作成する事務職員の負担も無視できません。こうした不十分な公開制度が、議会への県民のチェック活動を困難にしています。

③ 政務活動費の使途の透明性を確保するためには、県民が何時でも手軽にかつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された收支報告書の証拠書類である領収書等の写しを、県議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。

2018年の全国オンブズマンの政務活動費公開度ランキングでは、47都道府県の中で神奈川は下から5番目の43位で、100点満点中僅か22点と低い状態です。領収書のネット公開、会計帳簿のネット公開、活動報告のネット公開、視察報告のネット公開等、すべてがネット公開されていません。領収書のネット公開は2018年9月現在、16の都府県で実施されています。神奈川県で実施できない理由はありません。

④ 以上の理由により、1日も早く、議員ごとの政務活動費の領収書等の県議会ホームページでの公開の実現を求めます。